

第 89 回九都県市首脳会議 報告事項の概要

首脳会議で提案された諸問題等についての検討状況

① 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

(1) 働く女性の活躍推進について

〔令和7年6月～令和8年4月〕 報告書 1ページ

検討の成果	各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組の意見交換を行うとともに、女性活躍の気運を更に拡げるため、自治体間連携に向けた検討を行い、取組を実施した。
今後の取組 (案)	第89回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行う等、連携を図っていく。

(2) 盛土規制法の規制開始について

〔令和7年7月～令和8年4月〕 報告書 1ページ

検討の成果	検討会を開催し、九都県市が連携して法の周知に取り組むことに同意したほか、各都県市の運用上の事例等の共有及び課題の研究を行った。
今後の取組 (案)	第89回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、法の周知を九都県市で連携して実施するとともに、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

② 今後も九都県市首脳会議として研究会活動を継続していくもの

(1) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

〔平成元年11月～〕 報告書 2ページ

検討の成果	大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びPM _{2.5} の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を行った。
今後の取組 (案)	引き続き、大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びPM _{2.5} の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を実施するとともに、効果的な方策について検討していく。また、光化学オキシダント及びPM _{2.5} の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。

(2) 緑の保全、創出施策について

〔平成元年11月～〕 報告書 2ページ

検討の成果	緑の保全及び創出のため、各都県市の取組や、各々が抱える問題について情報交換を行い、事業改善や新規施策等への参考とした。また、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置や国の財政支援策の拡充等に関して、国への要望活動を行った。
今後の取組 (案)	各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(3) 水素社会の実現に向けた取組について

〔平成27年11月～〕 報告書 2ページ

検討の成果	令和5年改定の「水素基本戦略」を踏まえ、取組を一層加速するよう、国に対し要望を行った。 また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。
今後の取組 (案)	水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。 また、「水素基本戦略」の進捗状況や、「水素社会推進法」等を踏まえ、水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国等への働きかけを行う。

第 89 回九都県市首脳会議

報 告 事 項

令和 8 年 4 月

目 次

I 検討状況の概要

- 1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの
 - (1) 働く女性の活躍推進について . . . 1
 - (2) 盛土規制法の規制開始について . . . 1

- 2 今後も九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの
 - (1) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について . . . 2
 - (2) 緑の保全、創出施策について . . . 2
 - (3) 水素社会の実現に向けた取組について . . . 3

II 検討状況に係る資料

- (別添 1) 首都圏連合協議会 働く女性の活躍推進に向けた取組に関する検討会
検討状況の概要
- (別添 2) 首都圏連合協議会 盛土規制法の適切な運用に向けた検討会
検討状況の概要
- (別添 3) 環境問題対策委員会 大気保全専門部会
事業取組概要
大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について
- (別添 4) 環境問題対策委員会 大気保全専門部会
令和 8 年国への要望文 (案)
大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について
- (別添 5) 環境問題対策委員会 緑化政策専門部会
事業取組結果
- (別添 6) 環境問題対策委員会 緑化政策専門部会
令和 8 年国への要望文 (案)
緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書
- (別添 7) 環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
水素社会の実現に向けた取組に関する検討状況の概要
- (別添 8) 環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
令和 8 年国への要望文 (案)
脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 働く女性の活躍推進について</p> <p>各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組の意見交換を行うとともに、女性活躍の気運を更に拡げるため、自治体間連携に向けた検討を行い、取組を実施した。 その内容は別添1のとおりである。</p> <p>2 盛土規制法の規制開始について</p> <p>検討会を開催し、九都県市が連携して法の周知に取り組むことに同意したほか、各都県市の運用上の事例等の共有及び課題の研究を行った。 その内容は、別添2のとおりである。</p>	<p>1 働く女性の活躍推進について</p> <p>第89回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行う等、連携を図っていく。</p> <p>2 盛土規制法の規制開始について</p> <p>第89回九都県市首脳会議への報告を持って本検討会は終了するが、法の周知を九都県市で連携して実施するとともに、引続き各都県市の取組を進め、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。</p>

2 今後も九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</p> <p>大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を実施し、国に要望を行った。その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>2 緑の保全、創出施策について</p> <p>概要は、以下及び別添5のとおりである。</p> <p>(1) 調査・検討 緑の保全及び創出のための施策や取組、また、各都県市の抱える問題に関する情報交換を行った。</p> <p>(2) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、国に対し、令和7年8月に要望を行った。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑化関係のイベント情報を環境問題対策委員会のウェブサイトで公表した。また、広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、普及啓発品を作成し、活用した。</p>	<p>1 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</p> <p>大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及びPM_{2.5}の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。その内容は、別添4のとおりである。</p> <p>2 緑の保全、創出施策について</p> <p>概要は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 調査・検討 各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。</p> <p>(2) 国への要望 都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き国に対する要望を行う。その内容は、別添6のとおりである。</p> <p>(3) 普及啓発 各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 水素社会の実現に向けた取組について</p> <p>水素エネルギーに関するチラシを活用した普及啓発を実施した。</p> <p>「水素基本戦略」を踏まえ、取組を一層加速するよう、国に要望を行った。また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。</p> <p>その概要は、別添7のとおりである。</p>	<p>3 水素社会の実現に向けた取組について</p> <p>水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。</p> <p>また、「水素基本戦略」の進捗状況や「水素社会推進法」等を踏まえ、必要に応じ、水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行うとともに、国等への働きかけを行う。</p> <p>その内容は、別添8のとおりである。</p>

Ⅱ 検討状況に係る資料

働く女性の活躍推進に向けた取組に関する検討会 検討状況の概要

1 課題背景

人口減少が進む中、持続可能な社会の形成に向けては、新たな視点からの発想や想像力を生み出す多様性の確保が欠かせない。これまででない柔軟な視点を取り入れて価値を創造していくことは、都市の活力向上にも繋がる。

こうした観点から、日本全体へ女性活躍の輪を拡げるための第一歩として、首都圏の自治体が一体となり、女性活躍の気運を更に高められるよう検討を行う。

2 検討会における取組

- (1) 女性活躍を推し進めるための方策についての意見交換
- (2) 女性活躍の気運醸成に向けた九都県市自治体との連携

3 検討経過

(1) 第1回検討会（令和7年7月1日）

- ・各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組について、意見交換を行った。
- ・女性活躍の気運を更に高められるよう、各都県市から提案のあった連携案について整理を行い、今後の進め方について議論した。

(2) 第2回検討会（令和7年8月18日）

- ・第1回検討会において、各都県市から提案のあった連携案のうち、令和7年12月までに実施するものについて、具体化に向けた要件整理を行った。

(3) 第3回検討会（令和7年12月16日）

- ・第1回検討会において、各都県市から提案のあった連携案のうち、令和8年3月までに実施するものについて、具体化に向けた要件整理を行った。

(4) 第4回検討会（令和8年2月9日）

- ・1年間の検討成果を確認し、4月の最終報告案について確認を行った。

4 取組の成果

令和7年7月から令和8年3月までの間、各自治体の女性活躍関連のイベントやセミナー等において、九都県市の女性活躍に向けた取組を一体的に周知した。

令和8年1月26日に都が開催したイベント「東京女性未来フォーラム」では、各自治体の取組を紹介する九都県市ブースを出展するとともに、女性活躍・ダイバーシティ経営の推進に向けた各首長による共同宣言パネルを掲示することで、九都県市が一体となり、女性活躍の気運を高めた。

5 今後の取組予定

第89回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行う等、連携を図っていくこととした。

盛土規制法の適切な運用に向けた検討会 検討状況の概要

1 課題背景

令和3年に、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じたことを踏まえ、令和4年に改正された宅地造成及び特定盛土等規制法について、多くの自治体で令和7年度中に規制を開始し、法を適正に運用するため、九都県市で共同して、法の周知徹底や事例研究などを行うこととなった。

2 盛土規制法の適切な運用に向けた検討会の取組

- (1) 各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知するため、効果的なPR方法の検討・実施
- (2) 不法盛土への対応やDXの活用等の事例の共有
- (3) 手続面や技術面における課題等の共有・研究

3 検討経過

(1) 第1回検討会（令和7年7月16日）

- ア 検討会の趣旨及び検討項目の再確認を行った。
- イ 各都県市が既に実施しているPR方法を共有するとともに、今後の検討の進め方を協議し、決定した。

(2) 第2回検討会（令和7年10月1日）

- ア 法の周知徹底等に向けて、具体的なPR方法を協議し、一斉パトロール等を実施することとした。
- イ 各都県市の不法盛土対応とDXの活用事例を情報共有した。
- ウ 各都県市の手続面や技術面における課題等について、特に研究すべき課題を第3回検討会で研究することとした。

(3) 第3回検討会（令和8年3月2日）

- ア 効果的な法の周知のため、令和8年7月にチラシを配布することとした。
- イ 各都県市の手続面や技術面における課題等の研究を行った。
- ウ 報告書を取りまとめた。

4 今後の取組予定

第89回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、チラシを作成し配布することによる法の周知を九都県市で連携して実施するとともに、引き続き各都県市の取組を進め、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

大気保全専門部会 事業取組概要 (令和7年1月～令和7年12月)

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

1 目的

大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の低減に向けた原因物質の排出削減対策や、窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた自動車排出ガス対策等を行う。

2 主な取組

(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策 **Ox・PM_{2.5}WG**

平成31年4月から、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策について、九都県市で連携して取り組んでいる。

ア 「夏季のVOC対策」の重点実施

6月から9月までの間を「夏季のVOC対策」重点実施期間と設定し、事業者や一般家庭に向けて、原因物質であるVOCの排出抑制の取組みを呼びかけた。

<取組み>

- ・夏季のVOC対策の実施に係る報道発表
- ・リーフレットの増刷(2,040部)
- ・事業者(779者)及び業界団体(40団体)へのVOC排出削減の協力依頼及びリーフレットの配布
- ・各種取組のあおぞらネットワークホームページへの掲載



「夏季VOC対策」報道発表 (R7.5.28)



VOC排出削減リーフレット

イ 民生品からのVOC排出削減に関する啓発

一般市民にわかりやすく知識を伝え、VOC排出削減の行動を促すための啓発動画「民生品からのVOC排出削減に関する普及啓発動画」を各自治体イベント等で活用し、普及啓発を行った。

ウ ガソリンペーパー対策の普及啓発

ガソリンペーパー回収機能付き計量機（S t a g e II）の普及促進に資するため、ガソリンスタンド（S S）オーナーあてに周知用リーフレットを配布した。

<取組み>

- ・全国石油業共済協同組合連合会、各都県石油商業組合及びJ Aを通じたS Sオーナーへの周知用リーフレットの配布（R 7. 6 下旬～）



S Sオーナー周知用リーフレット

(2) 自動車排出ガス対策

ア ディーゼル車対策 **規制・流入車・装置WG**

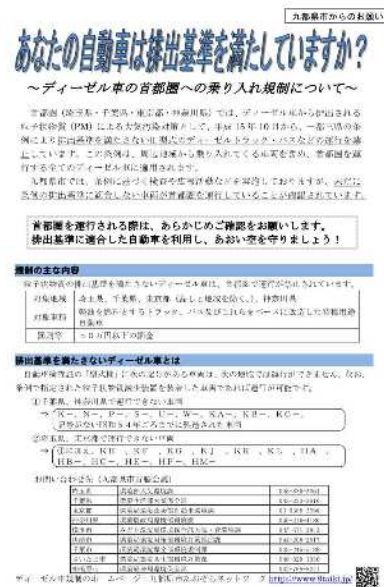
自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成15年10月からディーゼル車運行規制を実施している。条例施行月である10月を強化月間として位置付け、条例に基づく車両検査を実施するとともに、サービスエリアやパーキングエリアにてポスター掲示等による周知活動を行った。

<取組み>

- ・一都三県内の条例に基づき、ディーゼル車の自動車検査証情報により、車両検査を実施（路上・拠点検査台数1,272台、適合台数1,267台、不適合台数5台）
- ・高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるデジタルサイネージやポスターによる広告掲示（電子広告98箇所、ポスター12箇所）
- ・トラック協会（茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、静岡県、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の機関紙に啓発記事を掲載
- ・（一社）日本中古自動車販売協会連合会協会誌へ啓発記事の掲載及び中古自動車オークション会場への電子広告の掲示
- ・「指定した粒子状物質減少装置の一覧」の最新状況の調査を実施



デジタルサイネージ広告



トラック協会機関誌記事

イ エコドライブの普及 **エコドライブWG**

自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出を削減するため、啓発活動を行った。

令和3年度に作成した動画は、ホームページでの公開を行い、平成30年度に作成した動画は、シネマアドバタイジングにおいて活用した。

各都県市でJAFと連携し、九都県市エコドライブセミナーを開催した。

エコドライブ啓発物品を作成し、配布した。



令和3年度作成動画



平成30年度作成動画

(3) 指定低公害車の普及事業 **低公害車WG**

粒子状物質等の排出が少なく、燃費性能のよい低公害車の普及拡大を図るため、低公害車の指定等を行った。

<取組み>

- ・九都県市低公害車指定指針に基づき、低公害車の指定及び指定低公害車についてホームページへの掲載を行った

令和6年度第3回 掲載申込49型式

令和7年度第1回 掲載申込128型式 指定申請4型式

令和7年度第2回 掲載申込243型式

- ・指定低公害車の普及状況を調査するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した
- ・九都県市低公害車指定制度の在り方の検討を行い、新たな制度（ガイドブック）への移行に向けたメーカーヒアリングやガイドブック（案）を作成した

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

光化学オキシダントについては、新しい環境基準が本年4月に施行されたところではあるが、引き続き達成率は低い状況が継続すると想定され、光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。また、PM2.5については、環境基準設定以降の知見を踏まえた再評価が行われる予定である。さらに、光化学オキシダントやPM2.5は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）については、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度により削減が進んだものの、近年その傾向は鈍化しており、光化学オキシダントやPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく総量削減基本方針の効果として、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減は進んでいるが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントやPM2.5の原因物質であるVOCや窒素酸化物（以下「NOx」という。）等の主要な発生源となっているほか、タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵の環境への影響を把握するための測定方法が確立されていない状況となっている。

国では令和7年12月に「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定し、PM2.5の環境基準見直しや総合的な光化学オキシダント、PM2.5対策の検討を進めることとしているが、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントやPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

については、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 VOC 排出量の更なる削減に向けて、これまでの施策の評価及び今後の具体的な削減対策の提示をするなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。
- 5 タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

令和8年5月 日

経済産業大臣 赤澤亮正様
国土交通大臣 金子恭之様
環境大臣 石原宏高様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

令和7年 緑化政策専門部会 事業取組結果

実施事業

(1) 調査・検討

各都県市の緑の保全及び創出のための施策や取組を紹介し合い、また、各々が抱える問題に関する情報交換を行うことで、各都県市における施策改善や新規施策等への参考とした。

(2) 国への要望

都市の緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、財務省、農林水産省、国土交通省及び環境省に対し、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書を提出した。

国土交通省は対面で実施した（8月21日（木）14:00～15:30）。

(3) 普及啓発

ア ホームページの更新

- ・ 緑化政策関係資料集（みどりの資料集）の更新（12月）
- ・ 緑化関係のイベント情報の更新
- ・ 国への要望結果の更新（10月）

イ 普及啓発品の作成・活用

普及啓発品として「シードペーパー」を作成し、各都県市のイベント等で活用した（緑化関連イベントの来場者等に配布）。

<参考>部会・WG合同会議の開催状況

第1回 令和7年2月17日（月）書面開催

- (1) 令和7年度事業計画（案）について
- (2) 令和7年度収支予算（案）について
- (3) 令和7年普及啓発事業（案）について
- (4) 令和7年首脳会議日程等（案）について
- (5) 二段組（案）について
- (6) 国への要望について

第2回 令和7年7月18日（金）WEB開催

- (1) 令和7年国への要望書（案）について
- (2) 普及啓発事業（案）について
- (3) 第3回部会・WGに向けた調整について
- (4) 国への要望のスケジュールについて

第3回 令和7年11月18日（火）対面開催

- (1) 令和7年度事業取組結果（案）について
- (2) 令和7年収支決算報告書（案）について
- (3) 議題提案による情報交換について
- (4) GREEN×EXPO 2027 紹介と現地視察について
- (5) その他

(案)

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和8年〇月

九都県市首脳会議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和8年 月 日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれるだけでなく、豪雨時の洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保、生物多様性の維持・回復・創出など、多様な機能を有しております。都市の緑は生態系ネットワークの形成や生態系サービスの提供を通じて、ネイチャーポジティブの実現にも不可欠です。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。こうした中、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されています。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律が令和6年11月8日に施行され、国が示す「緑の基本方針」における緑被率3割以上という全体目標に向けた取り組みが求められています。この目標を実現するためには、国が主体的な役割を果たし、必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣 片 山 さ つ き 様
農 林 水 産 大 臣 鈴 木 憲 和 様
国 土 交 通 大 臣 金 子 恭 之 様
環 境 大 臣 石 原 宏 高 様

九都県市首脳会議

座 長	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春 彦
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人

(別紙)

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能維持増進への財政支援策の拡充

地方公共団体による公園緑地等の用地取得・整備に係る国庫補助率を上げるとともに、保全緑地の買入れ・機能維持増進に関する財政支援制度の拡充や維持管理に対する財政支援制度を新たに創設していただきたい。

また、グリーンインフラの活用による気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、官民に対する財政支援制度を拡充していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

5 相続税における物納制度の拡充

相続税における物納制度を拡充し、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに創設していただきたい。

6 相続税の取得費加算の特例の復活

平成26年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻していただきたい。

7 生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るためや都市公園として活用できるよう、財政措置の支援拡充を実施するとともに、指定時・更新時の事務負担軽減のための運用変更をしていただきたい。

8 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の継続

国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得する制度が創設されたことから、安定的な買入対応のため税制の特例等、制度の継続をしていただきたい。

9 広域計画等に係る支援の拡充

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、広域計画及び基本計画を策定する際の緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する支援制度を拡充していただきたい。

10 優良緑地確保計画認定制度のインセンティブ措置の充実

民間事業者等による緑地確保の取組を促進する観点から、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）についてインセンティブ措置の充実を図っていただきたい。

11 緑地の保全・活用に向けた公民連携の推進に係る技術的支援

市街地の緑地保全には市民意識の向上と公民連携の推進が不可欠であることから、具体的な手法や事例を示す手引きの作成と、自治体の取組みに対する補助金制度を創設していただきたい。

(要望内容の趣旨)

1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げるとは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらす、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に関する地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理、さらに緑地がグリーンインフラや生物多様性の側面から適切な機能を発揮するための管理適正化については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考える。

また、緑化による暑熱緩和対策や雨水貯留浸透対策などグリーンインフラの活用による多面的な効果によって、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けた官民に対する財政支援制度の拡充を要望するものである。

4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

5 相続税の物納については制度の活用が難しいため、物納制度の拡充により緑地の保全を推進するとともに、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

6 相続税の納税資金として、相続した土地等の譲渡代金を考える場合、改正後の取得費加算の特例では、取得費に加算できる相続税額が減少することとなり、相続税額の増加になる。譲渡資産の取得費に加算することができる対象は、譲渡の有無にかかわらず、取得したすべての土地等の相続税を対象とする改正前の制度の復活を要望するものである。

7 生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。

こうした状態を踏まえれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが懸念される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、各々の実情に応じた望ましい緑地保全に向け地方公共団体が計画的に対処できるよう、財政支援策の拡充を講じるとともに、都市公園として活用できるように財政措置の強化、さらに特定生産緑地の自動

更新化や通知省略など事務負担軽減策等の検討を要望するものである。

- 8 近年は、緑の基本方針による国全体での市街地の緑被率3割という目標、カーボンニュートラルを目標とする国・地域の急増や30by30等の保護区域拡大に関する国家方針の決定といった緑地保全への機運が高まっており、地方公共団体が保全を図ってきた緑地の価値や役割が重要視されている。

一方、地方公共団体では地権者の買入れ申し出から実際に買入れるまでに数年要し、早急な買入れ申し出への対応が困難となっている現状を踏まえ、所要の資金・体制を有する国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得することができる制度が創設されたことから、安定的な買入れ対応のため登録免許税・不動産取得税の特例の継続等、制度の継続を要望するものである。

- 9 グリーンインフラなど、生物多様性や雨水貯留機能をはじめとする緑地の多面的機能が重視されており、広域的・計画的に緑地を保全・整備していくことが必要である。それに伴い、デジタルデータの集積や、それらを統合的かつ広域的に評価することの難易度や調査コストが高まりつつあり、広域計画等を策定する上での大きなハードルになることが見込まれる。

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、地方公共団体の広域計画等の策定にあたって、緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する技術的・財政的支援の拡充を要望するものである。

- 10 民間事業者等による良質な緑地の創出や維持管理は、都市における緑地の確保にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、それらの取組が促進されるよう、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）について、さらなる活用促進に向けた調査研究を進めるとともに、インセンティブ措置の充実を図ることを要望するものである。

- 11 市街地の緑地は防災や生物多様性の維持に不可欠であるが、市民意識の低さや予算不足により保全が困難な状況であり、意識醸成と公民連携を進め、民間の人材・技術を活用する仕組みが必要である。ついては、公民連携による緑地保全・活用の手法や事例を示す手引きの作成、並びに自治体の取組みに対する補助金制度の創設を要望するものである。

以上について要望するものである。

環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
水素社会の実現に向けた取組に関する検討状況の概要

1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、要望活動、事業者との情報交換等を実施する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 国等への要望
令和7年5月
※「脱炭素社会実現に向けた取組の推進について」において要望
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換の実施
令和7年11月
- (3) 水素エネルギーの啓発事業
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」
等で実施

3 事業内容

- (1) 国への要望
令和7年5月28日（水）に経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して要望を行った。
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換
令和7年11月13日（木）に水素エネルギー関連事業者（1社）との意見交換を実施した。
- (3) 水素エネルギーの啓発事業
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」において、水素情報館東京スイソミルの見学や学習資料の配布等により、水素エネルギーの啓発活動を実施した。

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要望事項

- (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- (5) 水素社会実現に向けた取組の強化
- (6) 代替フロン排出削減の徹底

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

< 具体的要望内容 >

脱炭素化に資する取組、製品・サービスを増加させていくため、国民・消費者の新しい暮らしを強力に後押しするとともに、2022年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」等を活用し、深刻化する気候危機の状況やカーボンフットプリント情報の見える化など国民に分かりやすく情報発信することなどにより、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けて、より具体的かつ統一的なムーブメントを創出すること。

(2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。また、2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すこととした。

国の地球温暖化対策計画において、目標の設定とその達成に向けた具体的な対策・施策の設定を地方自治体が講ずべき措置に位置付けており、温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるものの、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、

年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、2023年11月に「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されており、国の分科会においてそれ以外の内容についても公表を検討しているものの、自家消費や卒FITを始めとする再生可能エネルギーの都道府県別・市町村別の設備容量などは、現在においても提供されていない。

<具体的要望内容>

国が地方自治体に提供するデータの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、電力量を把握する仕組みづくりを検討すること。

(3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。加えて、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー危機等に対応するため、脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現は必要不可欠である。

<具体的要望内容>

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

ア エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

イ 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充を図ること。また、次世代型太陽電池に関しては、普及拡大に向けた需要創出の観点等から公共施設等への率先的な導入が重要である。政府機関へ率先して導入するとともに、幅広く自治体施設等への導入が進むよう、国庫補助の要件緩和や財政措置を充実すること。加えて、量産や安定供給への支援を行うこと。

「第7次エネルギー基本計画」において、2040年に向け、まずは2030年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行することとしていることから、2030年及び2040年の再生可能エネルギーの割合の実現を確実にするとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速化させること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用、エネルギーマネジメントの強化

などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。

加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

ウ 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

(4) 革新的技術の確立支援及びサプライチェーンでの排出削減支援

国における2023年度の産業部門からの排出量は、CO₂総排出量の約34%を占めており、「2050年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組が重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「2050年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

<具体的要望内容>

産業部門等における大幅なCO₂排出量の削減に向け、GX2040ビジョン等に示されているカーボンリサイクル技術等の各分野のGXを加速させるための財政支援を強化すること。

また、2026年度からCO₂排出量が年10万トン以上の企業の排出量取引制度への参加が義務付けられるが、サプライチェーン全体での排出削減も重要であることから、大企業に加えて中小企業等の省エネ・再エネ導入支援等も強化すること。

(5) 水素社会実現に向けた取組の強化

水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。令和6年5月に成立した「水素社会推進法」の実施を踏まえ、国と自治体の連携のもと支援の充実を図り、水素社会の実現に向けた取組を行う必要がある。また、令和5年6月に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点（受入基地）や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

ア 水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

「水素基本戦略」に掲げる水素ステーションの整備目標（2030年度までに1,000基程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」等に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。

また、障壁の高さに係る技術基準の見直しを進めるとともに、公道と水素充填

設備との保安距離規制に関して、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

イ 水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、大型車両への対応に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備、パイプラインによる水素供給を含む多様なニーズに対応するためのマルチステーション化を柔軟に実施できるように補助制度の見直しを図ること。

ウ 燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

依然として普及が低迷している乗用の燃料電池自動車に加え、安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラック、また、技術開発が進む水素エンジン車などの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、国による財政支援について、強化・拡充すること。

また、ユーザーのニーズに対応するため、乗用及び産業用燃料電池自動車、水素エンジン車の車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入や運用に対し継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、積極的な施策展開を図ること。

(6) 代替フロン排出削減の徹底

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に取り組んできた結果、温室効果ガスの総排出量は削減されている一方で、温室効果の高い代替フロンの排出量は年々増加しており、2030年における温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けた地球温暖化対策を推進する上でも、代替フロンの排出削減が喫緊の課題である。

代替フロンの排出削減に当たっては、代替フロン排出量の約6割を占める第一種特定製品の管理者や解体工事の発注者・解体業者等によるフロン排出抑制法の遵守に加え、第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進、漏えいしにくい第一種特定製品の製造技術の開発、代替フロンの温室効果に係る国民への理解促進などの多くの課題がある。これら全国規模の課題を解決するためには、国による先導的取組を一層加速させることが必要である。

< 具体的要望内容 >

代替フロン排出削減に向け、以下の取組を一層加速させること。

ア 代替フロンの温室効果に係る啓発の更なる充実

温室効果が極めて大きい代替フロンの排出を削減するためには、国民一人一人が代替フロンの温室効果を理解し、身の回りで使用しているフロン類使用製品の適正な管理と適正な処理に取り組むことが重要であることから、事業者のみならず広く一般国民に対する啓発をより一層充実させること。

イ 第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進・開発支援

代替フロンの排出削減が進まない要因の一つとして、使用中の第一種特定製品からの漏えいに対する効果的な施策が不足していることが挙げられる。使用中の漏えいを防止するためには、フロン排出抑制法に基づく適正管理に加え、漏えいの初期段階における第一種特定製品の補修を速やかに行うとともに、第一種特定製品を使用する際の最上流とも言える生産過程で、漏えいしにくい製品を開発・製造・流通させることが重要であることから、国は常時監視技術をはじめとした第一種特定製品使用時のフロン類の漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組に加え、漏えいしにくい製品の製造技術の開発支援などを行うこと。また、第一種特定製品の管理者に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

ウ 第一種特定製品廃棄時における回収率向上に向けた取組の強化

第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、国は、第一種特定製品の管理者、解体工事の発注者や工事関係事業者等に対する法令の周知徹底を図るなど、回収率向上のための施策を着実に推進すること。

令和8年 月 日

経済産業大臣 赤澤亮正様

(GX実行推進担当)

国土交通大臣 金子恭之様

環境大臣 石原宏高様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人